

# わがまち歴史散歩

## 近世初頭、池田の町の治安と統治

### ○既成権威への反発、 殺伐たる霧囲気の広がり

「穴織宮拾要記末」は、史料として読めば、その中にはなかなかおもしろい読み物があります。何と言っても荒木村重が織田信長に反旗を翻した天正兵乱以後の池田の町の住民の姿、その変化がリアルに描かれているところですね。

この時代、既成権威に対する町や村の人の遠慮のない行動がまず目を引きます。これについては、神事であった御輿みこしの渡御とぎが「所の百姓」によって妨害され、途絶えてしまったという記述をすでにVol.136で挙げておきました。つぎに、大名同士の合戦とは別に、町のなかに住民の安全を脅かす殺伐たる状況・霧囲きりこ気があちこちに出現していたことも目を引きます。記事を挙げてみましょう。

文禄2年(1593)5月2日の夜「宮山の西原へ笹しやう盗人」がありました。笹というのには笛のことです。新在家というところの内から「やれぬすびとよ、ぬすびとよ」と呼ばれるなか、この新在家に甚左衛門という浪人がおり、鐘やじりをもって追い掛け、突き殺しました。見ればあめや平三郎家来の馬

子、つまり身元のはっきりした者であったが、「盗人」と決めつけられたため、(遺体は)「そのままにて仕廻い」とあります。そして、「このころはかようなこと、公儀へは申上げなかつた」と注釈しているのです。

浪人といい、鐘でもって突き殺したといい、公儀(このころならば豊臣家ですね)の警察権は必ずしも絶対ではなかつたようです。むしろ、個別の住民が公儀とは別に警察権・裁判権を持っていたことを示しています。

### ○放火の罪と罪人の処罰

次は文禄4年(1595)の出来事です。この年の10月20日夜、桜橋南蔵院という山伏が、中ノ丁の吉兵衛と銭百文のことで喧嘩を始め、吉兵衛の家に火をつけたというのです。火は北は本養寺垣内まで、南は林口丁まで、両本町は西ノ口丁まで残らず焼けました。このころは、かわらぶきは一軒もなく、みなわらぶき、本町上の家だけが「板の取りふき」であつたと書かれています。

さて、池田の人びとは、この山伏をからめ取つたあと、横岡の庚申塚で一丈(約3メートル)の穴を



▲江戸時代の池田村の町名(中心部)

掘つて「池田中」つまり町の総意として石子詰めにして殺したとあります。石子詰めとは、罪人を穴の中に埋め、石を詰めて殺す刑罰と辞書に出きます。これを「池田中」という名目で実施したというわけです。池田の町が警察権も裁判権も、その結果に基づき処刑する権利も持っていたことを示しています。そして、このときもまた、「領主へも奉行へも申上げず、所々に番人等を抱え置くこともなく打ち過ぎた」と記載されています。池田の町は、豊臣時代も、また江戸時代初期のころもこうして自分の力で町の治安を守ろうとしていたのでしょうか。

### ○町を統治するもの

慶長19年(1614)大坂の陣が

始まったころ、池田の町びとはすでに「庄屋」などの機構を確立させていたようです。彼らは揃って徳川家康の陣を訪ね、兵糧ひやうりやうなどを送って家康から禁制と朱印を貰いました。それは、まさにこうした不安定な治安状況を家康の権威をたのんで安定してもらおうと考えた結果なのではないでしょうか。

一方で、「穴織宮拾要記末」には「大坂乱後八世上二盗人はやり」ともあり、恐ろしかったので、力のある大坂浪人を抱え置く家も少なくなつたと書かれています。

「穴織宮拾要記末」を書いたのは、前回推測したように伊居太神社の宮司の縫殿ぬいどの佐定直すけただなで、享保(1716)36のころに父や祖父・曾祖父の言い伝えをまとめたと思われまふ。従つて、16世紀末〜17世紀初頭のころについては正確なところもあるでしょう。しかし、歴史の真実はその中に現れているのではないのでしょうか。『新修池田市史』第1巻も第2巻も、もっとこの史料を利用できたのではと、残念に思っています。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課市史編纂 ☎754・6674